# さいしん

第 26 号

2009 年 3 月 29 日発行


袴田巖さんの再審を求める会　会報


年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会

〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号

FAX：０３－３２３８－０７９７

ホームページアドレス：http://hakamadajiken.hp.infoseek.co.jp/

E-mail：hakamada.saishin@gmail.com


## 東京家裁、差し戻し審判で、保佐開始決定！




確定死刑囚に成年後見制度に基づく保佐が認められたのは初めて！

## 法務省申し入れ行動で署名提出！！



# Contents


| | | | |
|---|---|---|---|
| ○報　　告 | 保佐開始決定 !( 東京家裁、差し戻し審判 ) | 石井 …… | 2 |
| ○報　　告 | 法務省申し入れ行動 | 石井 …… | 3 |
| ○報　　告 | 2・27 院内報告会報告 | 福田 …… | 4 |
| ○レポート | 自由の森学園の中学校の授業でお話をしてきました。 | 校條 …… | 5 |
| ○特別寄稿 | 袴田事件を授業でとりあげて | 岩田大樹さん | 6 |
| ○レポート | 死刑廃止のための超党派議員連盟会長 ( 英国議会 ) と懇談 | 石井 …… | 8 |
| ○会員向け報告 | 会則（修正案） | 求める会事務局 | 10 |
| ○会員向け報告 | 袴田巖さんの再審を求める会再建計画 | 求める会事務局 | 12 |
| ○カンパのお願い | 定額給付金を是非袴田さんの支援金に !! | 求める会事務局 | 13 |
| ○寄　　稿 | 裁判員制度と「袴田事件」 | 福田 …… | 14 |
| ○レポート | 「死刑制度で社会は良くなるのか」の講演に行ってきました。 | 荒井 …… | 15 |
| ○活動報告 | 活動日誌、活動予定、編集後記 | 求める会事務局 | 16 |





# 保佐開始決定 !!

## （東京家裁、差し戻し審判）

**石井**

東京家庭裁判所家事第 1 部は、2009 年 3 月 2 日付けで袴田巖さんについて保佐開始の決定を出しました。保佐人は袴田ひで子さん。確定死刑囚に成年後見制度に基づく保佐が認められたのは初めてのことだそうです。確定死刑囚になった途端に様々に人権抑圧をされ ' 静かに殺されるのを待て ' と言わんばかりの処遇が行われている現状の中では画期的なことであろうと思います。保佐人がどこまで巖さんの法律行為を代理したり、権利保護のために何ができるのか素人には解りづらいですが、とりあえず刑事訴訟法第 439 条による再審請求権者となれる訳ですから、第二次再審請求審が具体的に進んでゆく事を期待します。また、保佐人が付いた確定死刑囚を対象に死刑執行命令が下される事はよもやないと信じます。

そして、面会制限の緩和、信書発受の制限緩和など袴田さんの拘置処遇をめぐって新たな動きを作り出せる可能性も広げられると期待します。■

# 法務省申し入れ行動

石井




2009 年 2 月 27 日 ( 金 ) 午後 1 時 30 分から法務省を訪問し、袴田巖さんの死刑執行停止命令の発令要請ならびに精神科病院への移送・治療の申し入れを行いました。同時に全国の皆さんからの賛同署名 5208 筆を森英介法務大臣あてに提出しました。残念ながら森大臣の出席は叶いませんでしたが、刑事局参事官・企画調査室長 : 山本裕史さんに袴田ひで子さんより手渡しました。また当日は、矯正局成人矯正課補佐官 : 佐伯紀男さん、矯正局矯正医療管理官付法務専門官 : 北川統之さんの計 3 名の法務省職員が対応されました。

支援者側は、以下の皆さんと各々の団体の関係者など総勢 30 名ほどが出席しました。大久保青志さん ( 社民党 : 保坂展人衆議院議員秘書 )、大橋秀行さん ( 東日本ボクシング協会会長 )、佐々木隆雄さん ( トクホン真闘ジム会長 )、新田渉世さん ( 東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会委員長 )、熊本典道さん ( 静岡地裁元裁判官 )、鈴木亜英さん ( 日本国民救援会会長 )、楳田民夫さん ( 袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会代表 )、門間幸枝さん ( 無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巖さんを救う会副代表 )、福田勇人さん ( 袴田巖さんの再審を求める会 )。

今回の申し入れでは、昨年 11 月 7 日に袴田弁護団が行った同趣旨の申し入れについて森法務大臣および法務省からの回答を求めました。回答はいつもの紋きり型の「死刑執行に関しては常に慎重に審査している」「個別の案件にはお答えできない」等でした。ただ、袴田さんが現在、聴力の異状を面会時に繰り返し訴えている点について、支援者から耳鼻科医の診察や、補聴器の使用可否について質したところ、拘置所側へ問い合わせはしてみる旨の発言がありました。

その他、東京拘置所における確定死刑囚にたいする不当な面会・交通権の制限、信書発受の制限について質問がだされましたが、拘置所側の裁量で適正



に処理されていると考えているといった回答に終始していました。特に、熊本さんの再々の面会申請にも拘らず、拘置所側が許可しないという事態についても打開すべく善処願いたいと申し入れました。この日の午前中の面会申請では「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法」第 120 条 1 項、2 項の規定により許可出来ないとして申請が不許可となっていました。この回答は法の趣旨に反する回答であり、熊本さんに限らず私たち袴田再審請求支援者は 2 項の規定によれば「法律上の重要用務の処理者」として面会を認められるべきであると考えます。この点については今後も法務省への申し入れや国会議員からの働きかけ ( 法務委員会での質問、質問主意書の提出などを通じて ) を繰り返し行い、適正な法の運用を実行させなければならないと考えています。2008 年 3 月 24 日の再審請求棄却以来、同様の法務省への申し入れは今回で 4 回目となります。いつも同じようにのれんに腕押しという感じもありますが、多少の変化がみられるとも感じました。法や制度を適正に運用して、たとえ確定死刑囚といえどもその尊厳と諸権利を守る事は、私たち主権者が国家機構に課している義務であると、具体的な事柄を通して愚直に主張しつづけ ' もう少しまともな国にしましょう、市民の自発的行動で ' と、つくづくと思っています。■ ( 石井 )

## 2・27 院内報告会報告

福田

袴田巖死刑囚救援一斉行動が行われた 2009 年 2 月 27 日 ( 金 )、その締めくくりとして午後 3 時から衆院第一議員会館第一会議室で開催された院内報告会「袴田巖死刑囚の今」には、冷たい雨が降るあいにくの天候にもかかわらず、報道関係者を含め約 70 人が集まりました。

新田渉世・東日本ボクシング協会袴田巖支援委員会委員長の司会で始まった報告会は、参加者紹介の後、大橋秀行・東日本ボクシング協会協会長が主催者挨拶を行い、続いて衆院本会議を一時抜けて駆けつけた保坂展人議員のほか、鈴木宗男・松岡徹・松野信夫各議員が袴田さんへの支援アピールを行いました。特に鈴木議員は、袴田さんに関する質問主意書 ( 資料編参照 ) を政府に提出するなど、冤罪被害者としての自身の経験から袴田さんへの共感を強く抱いてくれており、支援アピールに込める想いにも並々ならぬものを感じました。

続いて当日午前中に実現した袴田さんとの面会の様子を姉のひで子さんや清水救援会の山崎事務局長が行いました。そして今回も拘置所長から面会を許可されず袴田さんとの再会を果たせなかった熊本元裁判官は悔しさでマイクを震わせました。

報告会直前に行った法務省での署名提出についても報告がなされ、私からは、昨年 4 月にひで子さんを請求人として静岡地裁に提起した第 2 次再審請求を適法と認めず弁護団の存在すら否定するような態度を検察が取りつづけているのに加え、裁判所も成年後見審判の結果待ちの態度を決め込んでいるため、請求から 10 ヶ月以上経つにもかかわらず全く実体審理が進んでいない裁判の進捗状況などについて報告しました。

そして今回参加した「日本国民救援会」「無実の死刑囚・元プロボクサー袴田巖さんを救う会」「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」「袴田巖さんの再審を求める会」「東日本ボクシング協会」の各支援団体がそれぞれ特色ある活動報告を行いました。このうち、トクホン真闘ジムの佐々木隆雄会長が話された、袴田さんの支援活動に身を投じることになったきっかけや袴田さんとの手紙のやり取りに関するエピソードは、来場した多くの人の心に響くものでした。本会からは石井信二郎氏が代表して、昨年 10 月の 9 条フェスタで行った、再審制度を問うシンポジウムの開催などについて報告し、裁判所や検察の善意に期待することでしか被告人の人権を守ることのできない現在の刑事司法制度の欠陥は、法改正を行う以外に是正は困難であると訴えました。



最後にひで子さんから支援の継続要請がされ報告会は終了しましたが、その直後に辻元清美議員が本会議終了後会場に駆けつけてくれ、かつて国会で辻元議員から「疑惑のデパート」と揶揄された鈴木議員とひで子さんとのスリーショットで、何とも不思議な記念撮影が実現するという一幕もありました。

この二人の和解 (?) もさることながら、今回の報告会開催・救援一斉行動実施にはいくつかの大切な意義がありました。なかでも袴田さんの支援団体が一堂に会して国会議員やマスコミにアピールできたことは今後の支援活動の広がりを期待させる大きな成果になったと思います。FREE HAKAMADA NOW!

我々の目指すゴールはひとつです。■



# 自由の森学園の中学校の授業でお話をしてきました。

Free Hakamada Now!!!

校條

１月の末に埼玉県の飯能市にある自由の森学園の中学３年生の社会科の授業で、袴田事件についてお話しする機会をいただき、私個人の思いなどをお話ししてきました。

事件について私などがいろいろお話しするより、テレビで扱われた番組を見る方が分かりやすく、インパクトもあるだろうと DVD を持っていったのですが、中３の社会科の授業の中で、すでに袴田事件の事例を学習されていたようで、持っていった録画 DVD の中のテレビ朝日さんの報道ステーションがスッパ抜いたニュース報道１本は、すでに生徒たちとご覧になったとの事。当てが外れて、講演などという事に慣れていない私は、ちょっと動揺しましたが、静岡朝日テレビさんの「テレメンタリー」で放映された２本を見てもらい、その後に、主に「再審制度」についての私の思いなどをお話ししてきました。以下は、私が話してきた要約です。

そもそも「袴田事件」というのは何が“事件”かというと、“無実の人が死刑囚で 40 年以上も拘留されている事件”なのです。私の場合、死刑制度の是非そのものには気持ちが揺れ動いています。その上でも、こんなひどい裁判で死刑制度を運用してはならないと強く思います。死刑制度に反対だろうが、賛成だろうが、この件に関しては「おかしいから再審にしてくれ」と共に声を上げて欲しいし、これから裁判員制度を迎える上でも、是非この事案では再審制度の適用を訴えたい。私は死刑制度を賛成の方々がこの袴田事件で意見を述べているのをあまり聞いた事が無くて、何故意見が出ないのだろう？と常々不思議に思っています。死刑制度を存続運用する立場なら余計に声を大にして、この袴田巖さんが巻き込まれた事件の裁判には NO を突きつけるべきでしょう。誰でもが真犯人と分かる納得できる説明をした上で死刑制度を適用するならば、まだ話の道理も成立すると思いますが、袴田さんの場合は「はけないズボン」といい、「クリ小刀」といい、あまりにも理不尽な事項が多過ぎ、裁判が成立していない印象すら受ける状態なのに死刑制度を適用していて、『どうして？』とただ単純に思うばかりです。「再審制度」を文字通り「再び審議する制度」として、きちんと機能させる必要は、袴田事件では誰が見ても明白ではないでしょうか。ましてや人の命が関わる死刑制度は慎重に審議されてしかるべきではないでしょうか。人間は誰でも間違うものです。でも間違えたら、間違いに気付いたら、その地点で「間違えました、ごめんなさい」と言う事が道義ではないでしょうか？人としてあたり前のことを裁判所にも希望しています。袴田事件を見ると、本当に僕たちの司法は、なんて残念で頼りなく情けないんだろうとがっかりさせられます。僕たちの司法はこんな司法でなく、間違えたら「間違えました」といえる司法であって欲しいと思っているのです。そして再審制度をちゃんと機能させる事は日本の司法の権威や信頼を逆に回復させる事につながるのではないでしょうか？僕たちの司法が胸を張れる司法であって欲しいと思います。

…とこんな話をさせていただきました。が、うまく話せたかどうか…。授業では生徒さんや担当の先生ばかりでなく、他の先生や親御さんもいらっしゃり、オープンな感じでした。

自由の森学園では定期的に学習発表会というものがあり、授業でやったことなどを発表する機会があるのですが、先日２月 25 日 ( 水 ) に、この中３の生徒の方々が学習発表会で袴田事件を扱った発表をするというので行ってきました。自分たちでシナリオを作ったという劇での発表に、この子達は袴田さんが巻き込まれたこの事件にここまで真正面に向き合い、取り組み、そして知ってくれているんだという感動を覚えました。■





冒頭、舞台の大型スクリーンにテレビのニュース映像が大きく映し出され、生徒さん達の舞台が始まった。



寄稿文

# 袴田事件を授業でとりあげて

自由の森学園中学・高等学校
社会科教諭 岩田大樹さん

はじめに、自由の森学園中学・高等学校は 1985 年に「点数序列・自由と自律」を掲げ、埼玉県飯能市 ( 池袋から電車で 50 分 ) に設立されました。現在、生徒数は中高で 660 人です。制服はなく、生徒は教師に対してあだ名や○○さん ( ちゃん ) と呼ぶくらいとても関係が近く、授業中は非常に自由に意見が言える雰囲気がありとても活発です。( 私が担当していた中学３年の学年は特に ...) 授業スタイルは教科によって異なりますが、基本的には教科書を使うのではなく、教師が自分でネタを探し授業研究をして毎回授業を展開しております。

さて、社会科の中学３年では公民分野を学びます。前期は修学旅行へ行く関係もあり沖縄平和学習と憲法学習 ( 沖縄の歴史と現在の安保条約と基地問題、憲法９条と自衛隊、象徴制天皇とは ?) が中心でした。後期は現在の様々な問題を取り上げました、( 規制緩和と自由競争・格差社会、高齢化と福祉、ハンセン病と人権問題 ) そして今年からいよいよ裁判員制度がスタートしますので、「裁判員制度と死刑問題」を学びました。数年後、自分たちも選ばれる可能性がありますので、自分のこととして考えてもらえる授業内容を考えました。

まず、裁判員制度の意義を学び、その中で殺人事件なども担当した場合、最も重ければ死刑判決を言い渡さなければなりません。授業の次の展開としましては死刑制度の是非について学ぶことにしました。世論調査などでは７割以上が死刑制度賛成ですが、ただ、賛成・反対だけでは深まらずお互いに意見を言いっぱなしで終わってしまいますので、時間をかけて様々な面から授業を展開することにしました。

まず死刑の歴史 ( その時代によって基準が変わること ) からはじまり、現在はどのような犯罪で死刑になる可能性があるのか、次に日本とアメリカを比べて ( アメリカは日本と対象的で非常にオープンで、その州によって死刑方法が異なったり、廃止されていたりと比べるには一番よい )、そして、死刑制度賛成の立場から「山口・光市母子殺人事件」を取り上げました。

当然生徒は「死刑賛成！犯人は絶対に許せない！」との声が多くあがり、最初死刑制度反対だった生徒も「やっぱ賛成かなあ～？」と迷い始めます。次に「死刑囚永山則夫」を取り上げました。主な意見は「どんな理由があっても罪のない４人を殺したのだから、生い立ちが悲惨でも死刑にするべき」と「やはり生い立ちがあまりにも悲惨で、犯行当時 19 歳で学校も行けてなかったので未熟だった、逮捕後自分の無知をものすごく後悔して反省している、無期懲役にするべき」とちょうど半々に分かれました。( 紙面討論として全員に書いてもらいました ) そして最後は死刑制度反対の立場で扱わなければならない冤罪について学ぶことにしました。冤罪の問題も具体的な事件で学んだほうが伝わりやすいと思いましたので、「袴田事件」を取り上げることにしたのです。そもそも袴田事件とはどのような事件なのか、当時の静岡県警のずさんな捜査と裁判結果、そして現在も再審を求めて闘っておられることなど、( 支援活動をなさっておられる保護者がおられましたので、その保護者の方に学校に来てもらい生徒たちの前で直接話をしてもらいました ) 冤罪がある限り死刑は必要なのか生徒に考えてもらいました。袴田事件に関しては、「なぜもう一度裁判をしないのか？」「死刑がある限りこのような問題が出てくる・・・」「死刑に賛成だけど、このような冤罪があることを忘れてはいけない ...」など生徒から意見が寄せられました。

そして、中学３年２組では最後の学習発表会で「袴田事件の裁判劇」をやることになり、袴田事件の説明と



裁判劇の中で検察側と弁護側に分かれてそれぞれの立場で意見を述べ、熊本元裁判官の苦悩と、現在も再審請求を勝ち取るために戦っておられることを伝えました。正直、15 分以内に収めることが大変でしたが、他の学年の生徒や保護者からの感想では「こんな事件があったとは知らなかったから驚いた」「裁判劇でわかりやすかった」「興味深く、以後袴田事件の裁判に注目していきたい」「演技がとても良かった」「本当に冤罪は理不尽で許せないと思った」「知らせたいという思いが伝わりました。事実をきちんとたどることが学ぶことの出発点であることを感じました。自ら真実を導き出すことが、学ぶことなのですね、学ぶことがどれほど重要であるのかがわかりました」などなど感想を多数いただきました。生徒もなかなか準備の段階ではセリフをちっとも覚えていなかったり、場面が変わるシーンなどうまくいかなくドタバタしたりといろいろドラマはありましたが、本番は成功し、私もホッとしました。練習時間など非常に限られた時間の中で、とても満足できた内容だったと思っております。終わった後、生徒一人一人がとてもいい顔をしていました。




自由の森学園ではテストは行わない代わりに、自分自身の学びをふり返るため、前期と後期の最後に自己評価表を書いて提出してもらいます。その中で、「1 年間社会科の授業を受け学んだ中で、一番考え学んだことは何でしょうか？」との問いに、多数の生徒が「袴田事件」と書いてありました。ある生徒の意見では死刑制度について、「もう悩んでしまう・・・頭の中で賛成・反対を行ったり来たりしている、今の私には結論が出ない・・・もう少ししたら考えがまとまるかも・・・」とかなりの生徒が、自分自身の中で悩み揺れ動いていました。私はそれがとても大事だと思い、授業としては生徒たちに伝わったと思っております。最終的には、賛成と反対で半々になりましたが、単純にただ言っているのではなく、「揺れている」様子が大変よく伝わり、賛成でも反対の人の意見に耳を傾き、逆に反対の意見でも賛成の人の意見にも耳を傾け、人 ( 事件 ) を裁くことの難しさを学んでくれたと思います。

「袴田事件」をきっかけに生徒たち一人一人が、自分自身のこととして裁判員制度を考えてくれました、私自身も改めてこの冤罪問題から様々なことを学び考え、これからの授業づくりに大きく役立ったと思っております。■



# 死刑廃止のための超党派議員連盟会長（英国議会）と懇談

石井







３月 26 日 17 時から（社）アムネスティ・インターナショナル日本のコーディネイトにより英国下院議員：アリステア・カーマイケルさんと懇談する機会を得ました。当日は袴田ひで子さん、熊本典道さん、新田渉世さんはじめ静岡、東京の支援者総勢約 10 名が参加しました。

まず議員からひで子さんには死刑囚の姉として弟さんを支援してきたご苦労や巌さんの現状、熊本さんには死刑判決を書いた裁判官としての苦しみ、新田さんにはボクシング界の支援活動の沿革などがインタビューという形で質問されました。そして議員と参加者の自由な質疑・応答、意見交換などを計１時間 40 分ほど行い、その後は近くの居酒屋に移動して飲食しながら皆で懇談しました。

この日、議員からは２つの嬉しい報告がありました。３月 10 日、巌さんの誕生日にケーキとバースデイカードを持って駐英日本大使館に出向き、それらを本人に届けて欲しいこと、そして巌さんの冤罪事件にイギリスでも多くの人が関心を持っていることを日本政府に伝えて欲しいと申し入れたそうです。

カードは日本に送ると約束してくれた。ケーキは大使館員に差し上げてもよかったのですが、その場で返されたそうです。

ふたつ目は、資料編にありますように議員の発議でイギリス議会に「IWAO HAKAMADA AND THE DEATH PENALTY IN JAPAN」と題する動議を提出し、２月 10 日現在で 61 名の議員が賛同署名を寄せていることです。この動議というのは、議会にたいして問題を提案するといったものでこれ自体は特別な拘束力を伴うようなものではないのですが、巌さんの冤罪事件のこと、熊本さんの評議の暴露、2008.10 にはニューヨークの国連事務所で袴田事件について見解を示したこと、死刑制度廃止をめぐって頑なな態度をとりつづける日本政府に対して改善を働きかけて行くこと等がイギリス議会の公式記録に残ります。

今後はそれぞれの国、立場での活動をより早く伝えあえるような工夫もして連帯して行きましょうという事が確認できた有意義な懇談でした。■

**アリステア・カーマイケル (Alistair Carmichael) 氏のプロフィール**



○英国下院議員 (2001 年より)

○所属：スコットランド自由民主党エネルギー担当スポークスパーソン

また自由民主党内務チームメンバー、死刑廃止のための超党派議員連盟 ( 英国 ) 会長

( 袴田厳死刑囚への関心を強く持つとともに死刑制度廃止への世界的運動を推進している )

○生年月日：1965 年 7 月 15 日

○ホームページ：http://www.alistaircarmichael.org.uk/

以下、カーマイケルさん達が出したカーマイケル議員動議文です。

**EDM 746**

**IWAO HAKAMADA AND THE DEATH PENALTY IN JAPAN** 10.02.2009

**Carmichael, Alistair** 61 signatures

| | | |
|---|---|---|
| Alexander, Danny | Baldry, Tony | Bercow, John |
| Bottomley, Peter | Breed, Colin | Brooke, Annette |
| Browne, Jeremy | Cook, Frank | Corbyn, Jeremy |
| Cryer, Ann | Davies, Dai | Dean, Janet |
| *Dismore, Andrew* | Drew, David | Durkan, Mark |
| Etherington, Bill | Evans, Nigel | Farron, Timothy |
| Gerrard, Neil | Hamilton, Fabian | Hancock, Mike |
| Harvey, Nick | Hermon, Lady | Holmes, Paul |
| Hopkins, Kelvin | Horam, John | Illsley, Eric |
| Jackson, Glenda | *Jones, Lynne* | Keetch, Paul |
| Laxton, Bob | Lazarowicz, Mark | Leech, John |
| Lepper, David | *Llwyd, Elfyn* | *MacNeil, Angus* |
| Main, Anne | *McCafferty, Chris* | McCartney, Ian |
| McDonnell, John | Mulholland, Greg | Mullin, Chris |
| Naysmith, Doug | Palmer, Nick | Plaskitt, James |
| Pound, Stephen | Rogerson, Daniel | Rowen, Paul |
| Russell, Bob | Short, Clare | Simpson, Alan |
| Strang, Gavin | Swinson, Jo | Thurso, John |
| Truswell, Paul | Vis, Rudi | Walter, Robert |
| Williams, Betty | Williams, Stephen | Willott, Jenny |

That this House notes with concern Japan's continued and increasing use of the death penalty; further notes the particular case of Mr Iwao Hakamada who will turn 73 on 10 March 2009; is concerned to hear that Mr Hakamada has spent almost 43 years in detention, including 29 years in solitary confinement on death row and as a consequence is suffering from serious mental illness; further notes the serious concerns raised about the manner of Mr Hakamada's conviction; further notes that former Judge Kumamoto, one of the judges in the original trial, has stated he believes Mr Hakamada to be innocent; further notes that former Judge Kumamoto travelled to the UN office in New York in 2008 where he further voiced his concerns regarding Mr Hakamada's case; commends Amnesty International and a range of other organisations in raising the profile of Iwao Hakamada and other death row inmates; calls on the Japanese Minister of Justice to review the case and order a retrial; and further calls on the Foreign and Commonwealth Office to raise these concerns with its Japanese counterparts and continue its valuable work with all governments and the United Nations to achieve a global moratorium on executions.

http://edmi.parliament.uk/EDMi/EDMDetails.aspx?EDMID=37803&SESSION=899　2009/03/26

# 会則 ( 修正案 )

第 1 条 ( 名称 )

本会は「袴田巖さんの再審を求める会」( 英訳名 :The Association Demanding a Retrial for Mr. Iwao Hakamada) と称します。

第 2 条 ( 目的 )

本会は死刑囚袴田巖さんの再審開始決定と無罪判決の獲得、およびその実現までの間の刑の執行停止と身体拘束からの解放を目的とします。

第 3 条 ( 活動 )

本会は前条の目的を達するために以下の活動を行います。

袴田巖さんとその家族への支援

広報・情宣・ロビイング

弁護団および他の支援団体との連携

その他目的達成のために必要な活動

第 4 条 ( 会員および会費 )

本会の目的に賛同し会費を支払う人を会員とします。

会費は年 3,000 円です。

第 5 条 ( 代表者 )

会員の中から代表を選任し本会の代表者とします。ただし、代表は複数名選任することができ、その場合は共同代表とします。

代表の任期は 2 年とし再選も可能です。

第 6 条 ( 事務局 )

本会の活動を円滑に実施するために事務局を置き、会員の中から事務局員を募ります。

事務局員の中から役員として事務局長 1 名および会計 1 名を選任します。

事務局役員の任期は 2 年とし再選も可能です。

第 7 条 ( 定例会 )

本会の具体的活動について協議するために、通常毎月定例会を開催します。

会員は本会に連絡すれば誰でも定例会に参加することができます。

会員以外の人は、代表の同意により定例会に参加することができます。

第 8 条 ( 決定・承認方法 )

次の事項の決定・承認については、会員の過半数の同意を必要とします。

代表選任

年次収支報告

会則改定

事務局役員選任の決定・承認については、事務局員の過半数の同意を必要とします。

その他の事項の決定・承認については、定例会に参加した会員の過半数の同意を必要とします。ただし、緊急時や会員が個人の意思と責任において行う活動についてはこの限りではありません。

第 9 条 ( 会報 )

本会の活動報告･意見表明等のために会報『さいしん』を通常隔月発行し、会員等に配布します。ただし、会員以外で購読を希望する人には年間購読料 2,000 円で配布します。

第 10 条 ( 退会 )

会員は本会へ連絡することによっていつでも退会できます。

第 11 条 ( 連絡先 )

本会の連絡先は以下のとおりとします。
〒 101-0061
東京都千代田区三崎町 2-2-13 三崎信愛ビル 502 号
FAX:03-3238-0797 E-mail:hakamada.saishin@gmail.com

2009 年 4 月 15 日施行

2009.3.29 ■

# 袴田巖さんの再審を求める会再建計画

2009 年 3 月 29 日

会員・読者の皆さま

袴田巖さんの再審を求める会事務局

『さいしん』第 24 号での告知以来進捗が遅れていた「袴田巖さんの再審を求める会再建計画」ですが、その要である会則修正案が漸くまとまりました ( 次頁に掲載 )。皆さまには今回同封した回答用ハガキで、まず本会の会員になるか否かの意思表示を改めて行っていただき、会員になると回答された皆さまには、続いてこの会則修正案を承認するか否かについての意思表示をお願いします。そして会員になると回答された皆さまの過半数の承認を得られた場合、以後この会則修正案を正式な会則として本会を運営していきます。

また平野雄三前代表の死去以来長く不在だった本会の代表については、次の 3 名を共同代表候補者としますので、会員になると回答された皆さまには、この代表人事についても同意するか否かの意思表示をお願いします。

石井 信二郎 ( いしい しんじろう )
( 活動歴と抱負 ) 故平野雄三代表とは 30 年ぐらい前からの知り合いで、平野さんが支援活動に参加された当初から袴田さんの支援活動のことは知らせてもらっていました。そして「袴田事件の報道を収集し配布する会」の会員を約 9 年。配布する会の最後の 1 年に事務局に参加。続けて本会の設立に参加し現在に至ります。「過ちは改むるにしかず」という当たり前のことが普通に実現できる国にしたい。ただの市民こそが主役です。

福田 勇人 ( ふくだ はやと )
( 活動歴と抱負 ) 新田ボクシングジムの練習生だった 5 年前、ボクシング評論家故郡司信夫さんの本で「袴田事件」を知りました。その後本会の設立集会に参加して以来、4 年ほど支援活動に関わっています。袴田さんは、日本の刑事司法制度が必然的に生んだ犠牲者です。制度の根本的な改革を目指しながら、袴田さん解放のための闘いに力を尽くしたいと思います。

校條 実 ( めんじょう みのる )
( 活動歴と抱負 ) 袴田事件に関わったのは 1987 年からです。当時は集会や会合などちょくちょく関わっていました。その後、長年機関誌の購読者でしたが、2006 年 6 月に後楽園ホールにお手伝いに行かせてもらってから以後、少しずつお手伝いさせてもらうようになりました。本会の定例会に出るようになってからは 1 年です。微力ではありますが、できることをこつこつやって行きたいと思います。

なお､回答期限は 2009 年 4 月 15 日 ( 水 ) までとさせていただきます ( 当日消印有効 )。ただし、回答期限を過ぎてしまった場合でも、会員は随時募集していますので、一人でも多くの皆さまが本会の会員となって支援の輪に加わっていただき、一日でも早く袴田巖さんの自由を勝ち取ることができるようご協力下さい。FREE HAKAMADA NOW! 本会は皆さまの力を必要としています！■

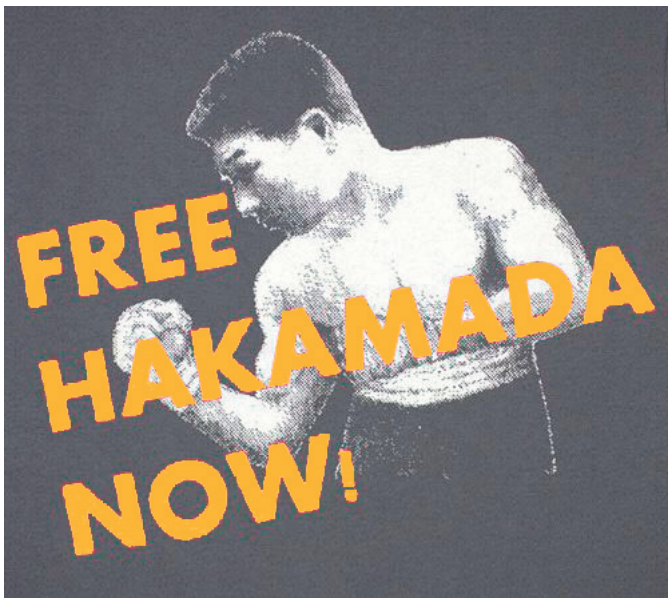
# 定額給付金を是非 袴田さんの支援金に！！

## カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい
☆ボーナスカンパ大歓迎！

郵便振替口座番号：
00120-3-410592

口座名称：
袴田巌さんの再審を求める会






## 裁判員制度と「袴田事件」




福田

法律上は今年の５月 21 日からスタートすることになっている裁判員制度だが、最高裁は昨年 11 月 28 日に裁判員候補者名簿記載者に対して名簿に記載されたことの通知と調査票などを送付し、実質的にはすでに制度は動き出している。実施をめぐり各方面から様々な意見が噴出しているこの制度は、再審請求審にはその適用はないから「袴田事件」にはあまり関係がないような気がしてしまう。ところがさにあらず、もし袴田さんに再審開始決定が出された場合には、袴田さんの有罪・無罪を改めて審理することになる再審裁判には裁判員制度が適用されるのだ。つまり袴田さんを死刑台から生還させられるかどうかの判断において、他でもない我々市民の代表である裁判員が決定的な役割を担うことになる。

であれば余計にこの制度をよく吟味する必要がある。結論から言うと現行死刑制度を維持したままで裁判員制度を導入することには私は反対である。本当なら過剰な守秘義務の問題や罰則付き思想尋問の問題など裁判員制度自体が抱える問題を指摘するのが筋だろう。ただ間接的とはいえ裁判員制度が死刑制度と切っても切れない関係にある以上、死刑制度の不備を理由に裁判員制度に反対することも許されるはずである。それだけ現行死刑制度には問題が多すぎるのだ。これは死刑存廃論議とは別次元の問題であり、たとえ死刑制度を維持するとしても現行死刑制度はあまりに杜撰な設計になっており到底受け入れられない。死刑判決を言い渡し一人の人間の命を奪うことになるかもしれない重大な責任を義務として国民に負わせる裁判員制度が、お粗末な構造計算に基づいて設計された死刑制度を基礎にして構築されているのであれば、私はそんな建物に住むのは御免こうむりたい。

一例を挙げよう。過去に何度も『さいしん』誌上でお伝えしているように現在袴田さんは精神障害を患っており、刑事訴訟法 479 条 1 項規定の「心神喪失の状態」にあることは明らかである。ちなみに法務省によれば「心神喪失の状態」とは、「死刑の執行に際して自己の生命が裁判に基づいて絶たれることの認識能力のない状態」だという ( 資料編鈴木宗男議員提出「質問主意書」への「答弁書」参照 )。弁護団や支援者は昨年 11 月７日と今年２月 27 日に法務大臣に対し同法の規定に基づき袴田さんの死刑執行を停止する命令を発するよう正式に要請したが、この要請行動を通じて現行死刑制度、特にその執行 ( あるいは執行停止 ) 手続きがいかに重大な制度的欠陥を有しているかがおぼろげながら見えてきた。要するに現行死刑制度ではたとえ法務大臣が違法な執行命令を発したとしても誰もその執行に対し異議を申立てることができないのである。

こんなことは断じてあってはならないことだが、仮に今日法務大臣が袴田さんに対する死刑執行命令を発したとしよう。すると命令を受けた東京高検検事長は刑訴法 476 条に従って５日以内に執行が完了するよう手続きを開始する。そして現行執行手続きでは袴田さん本人への死刑執行の告知は執行の当日「刑事施設の長が、執行に先立ち」行うことになっている ( 上記「答弁書」参照 )。ところで刑訴法はその最後の部分で違法な執行に対する異議申立てについて一応規定しており、その 502 条には「裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人は、執行に関し検察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。」との規定が存在する。法務大臣による死刑執行命令がこの条文にある「執行に関し検察官のした処分」にあたるかどうかは色々な意見があるようだが、当の法務省は上記「答弁書」で、「死刑の執行に関する処分も含むものと解されている」と答えている。つまり違法な死刑執行については異議申立ての手続きを保障してますよ、とそう言いたい訳である。では実際にその異議申立てをしたい場合、具体的には何をどうすればいいのか。そこで刑訴法の下位法令である刑事訴訟規則を見ると、第 295 条に「裁判の執行についての異議の申立は、書面でこれをしなければならない。」とあるから、口で「異議あり！」と言っただけではダメで、紙に書いて出さないといけないことになっている。しかし、死刑囚本人への執行の告知は刑場に連行された後に刑事施設の長、仮に袴田さんの場合であれば東京拘置所の所長が執行の直前に全てがお膳立てされた時点で行うのである。その時点で拘置所長が「君にはこの死刑執行について異議を申立てる権利がある。その場合は書面で行う必要があるから、もし異議を申立てるならばここで書くように。」などときちんと説明し筆記用具を用意しているとは到底考えられない。よしんば用意していたとしても、それはせいぜい辞世の句でも書かせるためのものであってそれ以外のものではありえない。さらに百歩譲って執行直前に異議申立書を書き上げ提出したとしても、それによって拘置所長が執行を停止することはない。その点は法務省

が前述「答弁書」で「異議の申立ては、一般に、刑の執行を停止する効力を有しないと考えている。」と答えていることを見れば明らかだ。「これは君が死んでからゆっくり読ませてもらうよ。」ということだ。

そもそも心神喪失状態に在る死刑囚が違法な執行命令を告知されたところでその意味を認識できないのであれば異議を申立てようがない。では、ご承知のとおり袴田さんには今月２日付で東京家裁が姉の袴田ひで子さんを保佐人に選任する審判を下しているから、刑訴法 502 条の規定によって保佐人であるひで子さんが袴田さんに対する違法な死刑執行命令について異議を申立てることができるのかと言えばそれはおよそ不可能である。なぜなら現行執行手続きでは死刑囚の親族に執行についての情報が知らされるのは死刑が執行された後、すでにあの世に行ってしまった後なのだから。

上記「答弁書」で法務省は「規定により、死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは、法務大臣の命令によって執行を停止することとされており、心神喪失の状態にある者について執行命令がなされることはない。」などと答えにもならない答弁をしている。これは「我々は神であり、絶対に間違いを犯すことはない」と言っているのと同じである。こういう答弁を平気ですること自体に官僚の驕りと彼らの人間認識の薄っぺらさが端的に現れていて益々信用が置けなくなる。

このように心神喪失状態にある死刑囚への違法な執行命令に対しては事実上誰も異議を申立てることができない。奇跡的に申立てができてもそれによって執行が止まらないのであればその異議申立てに一体何の意味があるのか。この例だけを見ても現行死刑制度には重大な瑕疵が存在すると言わざるを得ない。実際これまでも心神喪失状態にあると疑われていた死刑囚の死刑が執行されてしまったケースが存在する。違法に死刑が執行された場合、その死刑囚の判決に関わった裁判員に与える影響も無視できないだろう。こうした欠陥を残したままでその責任の一端を裁判員が負わされ、権力者の免罪符として使われる危険がある以上、はじめに述べたとおり私は裁判員制度においそれと賛同することはできないのである。■

## 「死刑制度で社会は良くなるのか」の講演に行ってきました。

荒井

２月 16 日 ( 日 ) イグナチオ麹町教会にて、イエズス会司牧センター主催、ホセ・ヨンパルト神父 ( イエズス会司祭、スペイン生まれ、法学博士、上智大学名誉教授 ) による「死刑制度で社会は良くなるのか」の講演がありました。

「勿論社会は良くなりません」と話をはじめられ、神父様の著書 (『死刑・どうして廃止すべきなのか』聖母の騎士社・定価 525 円 ) を要約した内容を、時にはユーモアも交えながらも、厳しく死刑廃止の必要性について話されました。

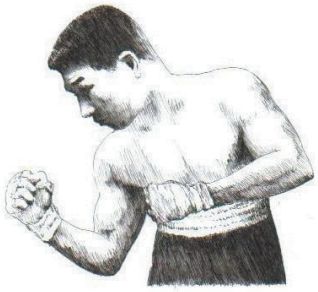
神父様には、昨年５月 28 日に死刑廃止に関しての講演をお願いしました。( 詳細は「さいしん」第 22 号 ) この会に参加された方が、昨年８月 15 日に講演 ( 戦争と死刑等 ) を依頼され、又今回２月 16 日も会に参加なさっていた方の主催に広がりましたが、神父様の体調故に今回が最後になるかもしれないとの事でした。ありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

追記

団藤重光氏 ( 最高裁判所判事、法学者、文化勲章授章、著書「死刑廃止論」等 ) が、昨年 11 月、95 才でヨンパルト神父様から洗礼を授けられました。ヨンパルト神父様からビックニュースとして、12 月に手紙を受け取りました。

団藤氏は、アムネスティ・インターナショナルのイデオロギーを越えた人道的精神に溢れた、地球的規模の活動ぶりに強い感動・共鳴を覚え、積極的に死刑反対運動に協力されるようになられた方 (『死刑・どうして廃止すべきなのか』P.62、P.183) です。■

**FREE HAKAMADA NOW!**
**GO!AHEAD!!**



## 活　動　報　告

2/3　凶器勉強会参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
2/4　署名活動協力要請 ( 永田町・議員会館 )
2/8　救援一斉行動打合わせ ( 登戸・あじこや )
2/10　凶器勉強会参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
2/14　求める会定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
2/14　署名活動協力要請 ( 神田・エリゼ )
2/17　凶器勉強会参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
2/18　救援一斉行動打合わせ ( 永田町・議員会館 )
2/18　救援一斉行動協力要請 ( 田端･トクホン真闘ジム )
2/18　弁護団証拠開示班会議参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
2/25　救援一斉行動資料印刷 ( 飯田橋・東京ボランティアセンター )
2/27　袴田さんに面会申込 ( 小菅・東京拘置所 )
2/27　法務大臣宛に署名提出 ( 霞が関・法務省 )
2/27　院内報告会「袴田巖死刑囚の今」開催 ( 永田町・議員会館 )
3/2　凶器勉強会参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
3/3　弁護団勉強会参加 ( 静岡・弁護士会館 )
3/3　弁護団会議参加 ( 静岡・弁護士会館 )
3/5　シンポジウム「死刑―作家の視点、言論の責任―」参加 ( 内幸町・プレスセンター )
3/8　支援強化イベント打合わせ ( 登戸・HOKUO)
3/10　凶器勉強会参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
3/11　支援強化イベント打合わせ ( 永田町・議員会館 )
3/14　求める会定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
3/18　支援強化イベント打合わせ ( 永田町・議員会館 )
3/18　ボクシング界有志の会定例会参加 ( 水道橋・ヴィッキーズ )
3/19　凶器勉強会参加 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
3/23　支援強化イベント打合わせ ( 向ヶ丘遊園・サイゼリヤ )
3/26　袴田さんに面会申込 ( 小菅・東京拘置所 )
3/26　英国下院議員と懇談会参加 ( 神田・アムネスティ事務所ほか )
3/29　『さいしん』26 号発送作業 ( 横浜・かながわ県民センター )

## 活　動　予　定

### 求める会

4/18　求める会定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
5/16　求める会定例会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
5/3　『さいしん』27 号発送作業 ( 横浜・かながわ県民センター )

### その他の団体

3/30　凶器勉強会 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
3/31　弁護団証拠開示班会議 ( 巣鴨・村崎法律事務所 )
4/7　新田ジム興行で支援アピール ( 水道橋・後楽園ホール )
4/14　ボクシング界有志の会定例会 ( 水道橋・ヴィッキーズ )
4/16　弁護団勉強会 ( 霞が関・弁護士会館 )
4/16　弁護団会議 ( 霞が関・弁護士会館 )
5/17　テレビ朝日『ザ・スクープ』放送
5/24　浜松集会 ( 浜松・中瀬公民館 )
5/26　トクホン真闘ジム興行で支援アピール ( 水道橋・後楽園ホール )

Free Hakamada Now!!!

### 編集後記

今回も編集ギリギリです。(泣)
サッカー、とりあえず、日本がバーレーンに勝てた！…あ、間に合わない～！ひ～
(ペンネーム zan)